特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	健康增進事業実施事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南砺市は、番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南砺市長

公表日

令和7年9月30日

9. 規則第9条第2項の適用

適用した理由

I 関連情報				
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務			
①事務の名称	健康増進事業実施事務			
②事務の概要	健康増進法の規定に基づき、成人の検診情報の管理、統計報告資料の作成及びデータ分析の処理を 行う。特定個人情報ファイルは、以下の事務(業務)で取り扱う。 【業務内容】 ①各種検診等の実施対象者抽出事務 ②各種検診等の結果管理事務			
③システムの名称	③各事業の統計処理事務 ・健康管理システム ・宛名管理システム ・中間サーバー ・団体内統合宛名(連携)システム			
2. 特定個人情報ファイル:				
健康管理特定個人情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 項番111 ・南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項別表第2(18の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め る事務を定める命令第54条			
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢>			
②法令上の根拠	[情報提供の根拠]番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番139 [情報照会の根拠]番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番139			
5. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	健康課			
②所属長の役職名	健康課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	南砺市役所総務課総務係 情報公開・個人情報保護担当			
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ			
連絡先	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-52-6340			

[]適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書] 施機関については、それぞれ	重点項目評価	<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(青報提供ネットワークシス・	テムを通じたえ	し手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		Ι]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通	Mにた提供を除く。) [O]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 理題が酵されている	

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢>				
8. 人手を介在させる作業	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	<選択肢>				
9. 監査					
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	· 啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>				
11. 最も優先度が高いとま	fえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	3)権限のハンスト「つくみに」伸出されるリスクへの対策				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修を実施している。 未受講者に対しては再受講の機会を設け、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、特定個人情報を受け渡す際は、暗号化やパスワードによる保護を行うことを徹底している。 これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は十分に行っている。				

変更箇所

変更箇		本面並不和勢	本事体の智慧	48 du at 90	担山吐物一体之影响
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日 令和2年7月1日	IVリスク対策 I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	記載なし 〒939-1596 富山県南砺市苗島4880番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-22-1114	新規追加 〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL0763-23-2003 FAX0763-52-6340	事後	様式変更による追加
令和4年2月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・健康管理システム・宛名管理システム	・健康管理システム ・宛名管理システム ・中間サーバー ・団体内統合宛名(連携)システム	事前	情報提供ネットワークシステム との接続開始に基づく追記 (令和4年6月から情報連携予定)
令和4年2月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	情報提供ネットワークシステム との接続開始に基づく追記 (令和4年6月から情報連携予定)
令和4年2月7日	I 関連情報 5.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	記載なし	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 102の 2の項 [別表第二における情報照会の根拠] 102の 2の項	事前	情報提供ネットワークシステム との接続開始に基づく追記 (令和4年6月から情報連携予定)
令和4年2月7日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取 り扱いの委託	[〇] 委託しない	[] 委託しない	事前	情報提供ネットワークシステム との接続開始に基づく追記 (令和4年6月から情報連携予 定)
令和4年2月7日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスへの対策は十分か	記載なし	十分である	事前	情報提供ネットワークシステム との接続開始に基づく追記 (令和4年6月から情報連携予定)
令和4年2月7日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続	[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	事前	情報提供ネットワークシステム との接続開始に基づく追記 (令和4年6月から情報連携予 定)
令和4年2月7日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事前	情報提供ネットワークシステム との接続開始に基づく追記 (令和4年6月から情報連携予定)
令和4年2月7日	IV リスク対策 6. 情報提供ホットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事前	情報提供ネットワークシステム との接続開始に基づく追記 (令和4年6月から情報連携予定)
令和5年8月31日	II しきい価判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月31日	Ⅱ しきい価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一(76の項) ・番号法第9条第2項 ・南砺市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例第4条第2項別表第2(18の項) ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第54条	・番号法第9条第1項 別表 項番111 ・南砺市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例第4条第2項別表第2(18の項) ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令第54条	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 102の 2の項 [別表第二における情報照会の根拠] 102の 2の項	[情報提供の根拠]番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番139 [情報照会の根拠]番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番139	事後	
令和7年9月15日	II しきい価判断項目 1.対象人数	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年9月15日	Ⅱ しきい価判断項目 2. 取扱者数	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年9月15日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	記載なし	十分である	事後	様式変更による追加
令和7年9月15日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えら れる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更による追加